

自立支援医療費（精神通院）に必要なもの

以下の書類等が全て揃いましたら、各総合支所の窓口で申請してください。
所定用紙は各総合支所にあります。

1 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書【所定用紙】

2 個人番号確認

- ・個人番号カード、通知カード、個人番号入りの住民票など
- ※個人番号がわからない場合は、各総合支所で確認します。

3 身元確認 ※次のいずれかをご用意ください。

- ・1点で確認できるもの（顔写真つきで官公庁が発行したもの）
 - ：個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・2点で確認できるもの（官公庁や法人が発行した顔写真がついていないもの）
 - ：保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - カード（キャッシュカード、受診券類などエンボス加工が施されているもの）など
- 代理人が申請書を提出する場合は、代理人の身元確認ができるものをお持ちください。

4 自立支援医療診断書（精神通院）

- ・診断書【所定用紙】：作成日から申請日において3ヶ月を経過していないもの
- ・精神障害者保健福祉手帳用の診断書で同時に申請する場合は不要です。
- ・精神障害者保健福祉手帳（発行区分が診断書のもの）のコピーを提出する時は不要です。
- ・高額治療継続者（重度かつ継続）は、意見書が必要になる場合があります。

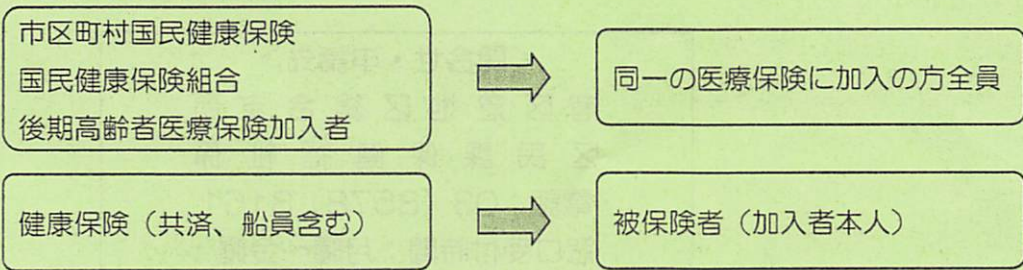
5 所得区分の認定に必要な書類

- ・平成 29 年 1 月 1 日現在、港区に住民登録のある方は不要です。
- ・平成 29 年 1 月 1 日現在、港区以外に住民登録のあった方は、下記判定対象者の平成 29 年度区市町村民税課税（非課税）証明書又は住民税納税通知書

月額自己負担上限額(所得区分)が一定以上(20,000 円課税で区民税所得割額が 23 万 5 千円以上)の方が申請しますと経過的特例措置の適用がされ、有効期間が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていました、4 月以降、経過的特例が延長されることになりましたので、その始期から 1 年以内の月の末日までとなります。

※マイカバ制度による情報連携の運用により課税(非課税)証明書類が不要になりますが、引き続き従来と同様の添付書類の提出でも受理しています。
情報連携の場合はケースによっては、回答に時間がかかり、控えの交付が即日出来ない場合もあることをご承知おきください。

〈所得区分の判定対象者〉



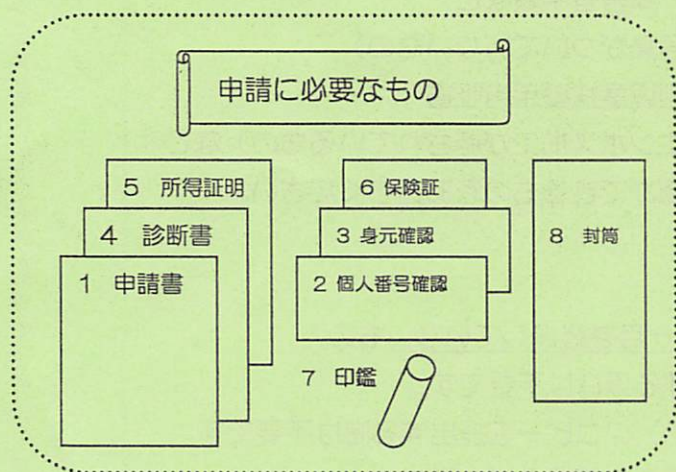
6 医療保険証

同一の加入関係にある方全員の医療保険証のコピー ※情報照会をする際は、同一医療保険加入者全員の
・個人番号・氏名・生年月日・性別・1月1日の住民票上の住所の記入をしていただきます。

7 印鑑

8 封筒（希望者）

- 有効期間は原則として1年間です。更新は自立支援医療の有効期限の3ヶ月前から申請できます。
- 更新手続きの案内を希望される方は、封筒に82円切手を貼付し、住所・氏名を記入の上、申請時にお持ちください。



<問合せ・申請先>

港区芝地区総合支所
区民課保健福祉係
電話：03（3578）3161
窓口受付時間：月曜～金曜
午前8時30分～午後5時